

5 . カラオケの注意

カラオケで歌うことは、客個人の立場からみると自分で楽しんでいるだけかのように思えます。

しかし、音楽の著作物の利用行為という側面からみると、お店はカラオケにより客を集め、利益を上げているわけですから、これらの行為全体をとらえればカラオケの利用主体はお店であると法的に評価されます。

したがって、カラオケを利用しているお店は、作詞・作曲家などの権利者に対して著作物使用料を支払う義務があります。でも、このような店の中には、権利者団体と未だ契約を締結せず、違法状態で業務を行っているところもありますので、このような店を利用することは、違法行為を助長することにつながるわけですから、児童生徒に適切な指導を行う必要があります。